

第9 特定口座内保管上場株式等の譲渡による 所得等の源泉徴収事務

①証券業者（金融商品取引業者（第1種金融商品取引業を行う者に限ります。））、②銀行、協同組織金融機関等（登録金融機関）、③投資信託委託会社（以下これらを「金融商品取引業者等」といいます。）に開設された特定口座内に保管されていた上場株式等を譲渡した場合の所得等については、その特定口座内の譲渡による所得等とその特定口座以外の譲渡による所得等とを区分して計算することとされています。

また、特定口座を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得等について申告不要の特例を設け、その特例の前提として、居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が源泉徴収方式を選択した特定口座については、上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る差金決済により一定の利益金額が発生した場合には、その譲渡の対価の額又はその差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする金融商品取引業者等が、その支払をする際に、その一定の利益金額に15.315%^(注)の税率を乗じて計算した金額の所得税及び復興特別所得税を徴収し納付することとされています（措法37の11の4①）。

(注) 支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において都道府県内に住所を有する個人については、このほかに地方税5%の特別徴収が必要です。

I 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例

居住者等が、金融商品取引業者等に特定口座を開設した場合において、その特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の譲渡及びその特定口座において処理した信用取引又は発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）による上場株式等の譲渡（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）から生ずる所得の金額は、他の株式等の譲渡等による所得の金額と区分して計算することとされています（措法37の11の3①②、措令25の10の2①～④）。

1 特定口座の意義

「特定口座」とは、居住者等が、上記Iの特例の適用を受けるために、金融商品取引業者等の営業所（国内にある営業所又は事務所をいいます。）に対し、「特定口座開設届出書」の提出（特定口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法による特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を

含みます。) をして、その金融商品取引業者等との間で締結した「上場株式等保管委託契約」又は「上場株式等信用取引等契約」に基づき開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（これらの契約及び上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（措法37の11の3③一）。

2 特定口座の開設等の手続

（1）特定口座開設届出書の提出

「特定口座開設届出書」は、取得した上場株式等を最初にその口座に受け入れる時、又はその口座で最初に信用取引等を開始する時のいずれか早い時までに提出することとされています（措令25の10の2⑤）。

（注）特定口座の開設後、上記Ⅰの特例の適用を受けることをやめようとする場合には、「特定口座廃止届出書」の提出（特定口座廃止届出書の提出に代えて行う電磁的方法による特定口座廃止届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）をすることとされています（措令25の10の7①）。

（2）特定口座開設時の告知義務

居住者等は、「特定口座開設届出書」の提出をする際、金融商品取引業者等の営業所の長に住民票の写しその他の書類を提示等して氏名、生年月日、住所及び個人番号（個人番号を有しない者又は特定口座開設届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、その開設届出書の提出をする居住者等の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した一定の帳簿を備えている場合におけるその居住者等（その開設届出書に記載されるべきその居住者等の氏名、住所又は個人番号がその帳簿に記載されているその居住者等の氏名、住所又は個人番号と異なる場合を除きます。）にあっては、氏名、生年月日及び住所）を告知し、その告知をした事項について確認を受けることになっています（措法37の11の3④、措令25の10の3⑤）。

（3）特定口座開設届出書の受理

金融商品取引業者等の営業所の長は、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている「特定口座開設届出書」並びにその金融商品取引業者等に既に特定口座を開設している者から重ねて提出された「特定口座開設届出書」については、これを受理することができません。

ただし、重ねて提出された「特定口座開設届出書」であっても、既に開設されている特定口座が課税未成年者口座を構成する口座である場合

に提出されたものであるとき及び課税未成年者口座を構成する口座として特定口座を開設するために提出がされたものである場合には、その「特定口座開設届出書」を受理することができます（措法37の11の3⑤）。

（4）特定口座継続適用届出書の提出

「特定口座開設届出書」の提出をした居住者等が出国により居住者等に該当しなくなった場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し「特定口座廃止届出書」の提出をしたものとみなして、その口座において出国後に行われた上場株式等の譲渡等による所得については、上記I及び下記IIの特例を適用しないこととされます（措令25の10の5①）。

ただし、居住者等が特定口座に保管されていた上場株式等の全てについて、出国をした後引き続きその金融商品取引業者等の営業所に開設されている口座（出国口座）に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその出国口座において保管の委託をし、かつ、帰国をした後その金融商品取引業者等の営業所に再び開設する特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその特定口座に保管の委託をしようとするときは、以下の要件を満たす場合に限り、その出国口座から特定口座にその上場株式等を移管することができることとされています（措令25の10の5②）。

イ　出国をする日までにその金融商品取引業者等に「特定口座継続適用届出書」の提出（特定口座継続適用届出書の提出に代えて行う電磁的方法による特定口座継続適用届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）をすること。

ロ　帰国をした後、その金融商品取引業者等に「特定口座開設届出書」とともに「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の提出（出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による出国口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供を含みます。）をすること。

（注）　出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等は、出国の日から「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の提出をする日までの間に、その出国口座への受け入れ又は払出しが行われない場合（一定のものを除きます。）におけるその上場株式等と同一銘柄の上場株式等とされています（措令25の10の5③）。

3 上場株式等の範囲

「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます（措法37の11②、措令25の9②、措規18の10①）。

- (1) 金融商品取引所に上場されている株式等（「株式等」とは、租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等をいいます。以下同じです。）
- (2) 店頭売買登録銘柄として登録されている株式
- (3) 店頭転換社債型新株予約権付社債
- (4) 店頭管理銘柄株式
- (5) 認可金融商品取引業協会の定める規則に従い、登録銘柄として認可金融商品取引業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券
- (6) 外国金融商品市場において売買されている株式等
- (7) 投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権
- (8) 特定投資法人の投資口
- (9) 特定受益証券発行信託でその受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権
- (10) 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権
- (11) 国債及び地方債
- (12) 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券
- (13) 会社以外の法人が特別の法律により発行する一定の債券
- (14) 公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの
- (15) 社債のうち、その発行の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの
- (16) 金融商品取引所等においてその規則に基づき公表された公社債情報に基づき発行する一定の公社債
- (17) 国外において発行された一定の公社債
- (18) 外国法人が発行し、又は保証する一定の債券
- (19) 銀行業等を行う法人等が発行した一定の社債
- (20) 平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行したもの を除きます。）

4 譲渡の範囲

特定口座内保管上場株式等の「譲渡」とは、次に掲げるものをいいます（措法37の11の3③二、措令25の10の2⑦）。

- (1) 金融商品取引業者等への売委託による譲渡^(注)
- (2) 金融商品取引業者等に対する譲渡
- (3) 法人の合併、分割、株式分配、資本の払戻し、解散、自己の株式若しくは出資の取得、出資の消却、組織変更等又は公社債の元本の償還により、又は分離利子公社債に係る利子として交付を受けた金銭の額等に対応した権利の移転又は消滅のうち一定の方法によるもの
- (4) 投資信託等の終了若しくは一部の解約、特定受益証券発行信託に係る一定の信託の分割又は社債的受益権の元本の償還により交付を受けた金銭の額等に対応した権利の移転又は消滅のうち一定の方法によるもの
- (5) 買取請求の方法による単元未満株式の譲渡のうち一定の方法によるもの

(注) 「売委託」とは、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をいいます（措通（譲）37の12の2-1）。

II 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例

1 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等

(1) 制度の概要

居住者等が源泉徴収の選択をした特定口座（以下「源泉徴収選択口座」といいます。）を通じて行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡等により、一定の方法により計算した差益（以下「源泉徴収選択口座内調整所得金額」といいます。）が生じた場合には、その譲渡対価等の支払をする金融商品取引業者等は、その支払をする際、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に対し15.315%（支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において都道府県内に住所を有する個人については、他に地方税5%）の税率による所得税及び復興特別所得税を徴収しなければなりません（措法37の11の4①）。

(2) 源泉徴収の選択をしようとする場合の手続

その年の特定口座内保管上場株式等の譲渡等につき源泉徴収の選択をしようとする人は、その特定口座ごとにその年の次のうちいち早く早い時までに金融商品取引業者等に「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出（特定口座源泉徴収選択届出書の提出に代えて行う電磁的方法による特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）をしなければなりません（措法37の11の4①、措令25の10の11①）。

イ その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時

ロ 特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時

（注） 源泉徴収の選択は各年ごとに行います。また、譲渡又は差金決済ごとに源泉徴収するか否かを選択することはできません。

2 源泉徴収選択口座内配当等

(1) 制度の概要

居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等については源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされており（以下受け入れられた配当等を「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。）、源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額は、他の利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と区分して計算することとされています（措法37の11の6①）。

(2) 源泉徴収選択口座内配当等の意義

源泉徴収選択口座内配当等とは、居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等^(注)のうち、その居住者等がその源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等と締結した上場株式配当等受領委任契約に基づきその源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられたものをいいます（措法37の11の6①）。

（注）上場株式等の配当等とは、利子等又は配当等で、金融商品取引所に上場されている株式等の利子等又は配当等（大口株主等が受ける配当等を除きます。）、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配又は特定公社債の利子など、租税特別措置法第8条の4第1項に規定するものをいいます。

(3) 源泉徴収選択口座への受入れを選択しようとする場合の手続

源泉徴収選択口座への受入れを選択しようとする居住者等は、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等に「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」（以下「受入開始届出書」といいます。）の提出（受入開始届出書の提出に代えて行う電磁的方法による受入開始届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）をしなければなりません（措法37の11の6②、措令25の10の13②）。

なお、受入開始届出書の提出をした居住者等に対して、提出をした日以後に支払の確定する上場株式等の配当等で、受入開始届出書の提出を受けた金融商品取引業者等から支払われるものは、その全てを源泉徴収選択口座に受け入れなければなりません（措法37の11の6③）。

また、受入れをやめる場合は、金融商品取引業者等に「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」の提出（源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出に代えて行う電磁的方法による源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）をする必要があります（措令25の10の13④）。

3 源泉徴収税額の計算

(1) 源泉徴収選択口座内調整所得金額

「源泉徴収選択口座内調整所得金額」とは、特定口座内保管上場株式等の譲渡等が行われた場合において、その居住者等に係る次の算式により計算した金額が生じるときにおけるその金額をいい、金融商品取引業者等はその金額について15.315%（支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において都道府県内に住所を有する個人については、他に地方税5%）の税率で源泉徴収を行うこととされています（措法37の11の4①②、措令25の10の11③～⑤）。

源泉徴収の対象となる
源泉徴収選択口座内調整所得金額

(その年の1月1日から対象譲渡等の時の以前 の譲渡等に係る次の金額(零を下回るときは零)	=	(その年の1月1日から対象譲渡等の時の前の 譲渡等に係る次の金額(零を下回るときは零)
特定口座内保管上場株式等の譲渡 譲渡収入金額 - 取得費等の の総額 金額の総額	-	特定口座内保管上場株式等の譲渡 譲渡収入金額 - 取得費等の の総額 金額の総額
上場株式等の信用取引等の差金決済 差益金額 - 差損金額 の総額 の総額	+	上場株式等の信用取引等の差金決済 差益金額 - 差損金額 の総額 の総額

(源泉徴収口座内通算所得金額) (源泉徴収口座内直前通算所得金額)

(注) 1 「対象譲渡等」とは、特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等の差金決済をいいます。

2 「譲渡収入金額」とは、その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額のうちその源泉徴収選択口座において処理された金額をいいます。

3 「取得費等の金額」とは、その譲渡につき上記の譲渡収入金額がある場合におけるその特定口座内保管上場株式等に係る源泉徴収選択口座において処理されたその譲渡をした特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の金額をいいます。

したがって、源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち、上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額であっても、上記「取得費等の金額」に該当しないもの（販売費、一般管理費その他事業所得又は雑所得を生ずべき業務について生じた費用）については、源泉徴収選択口座内調整所得金額の計算において、譲渡収入金額から控除することはできませんのでご注意ください（投資一任契約に基づき源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払うべき費用の額がある場合については下記を参照してください。）。

なお、源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち、上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額で上記「取得費等の金額」に該当しないものについては、確定申告により、その上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

4 「差益金額」とは、源泉徴収選択口座において差金決済が行われた上場株式等の信用取引等に係る次の(1)から(2)を控除した残額をいい、「差損金額」とは、その信用取引等に係る次の(2)から(1)を控除した残額をいいます。

(1) その信用取引等による上場株式等の譲渡又はその信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る収入金額のうちその源泉徴収選択口座において処理された金額

(2) 上記(1)の信用取引等に係る上場株式等の買付けにおいてその上場株式等を取得するためには要した金額、委託手数料の額等のうちその源泉徴収選択口座において処理された金額の合計額

なお、上記の計算において、その年中に行われた対象譲渡等によりその源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合又はその年中に行われた対象譲渡等につき特定費用の金額^(注)がある場合には、その都度、その満たない部分の金額又はその特定費用の金額（その特定費用の金額がその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に対し15.315%（支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において都道府県内に住所を有する個人については、他に地方税5%）を乗じた金額を還付することとされています（措法37の11の4③）。

（注）「特定費用の金額」とは、投資一任契約に基づき源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち、その対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額で、原則としてその年12月31日において取得費等の金額の総額並びに信用取引等に係る差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものをいいます。

（2）源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収に関する特例（損益通算）

源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その徴収して納付すべき税額は、その年中における源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除（損益通算）した残額に対して源泉徴収税率（238ページ参照）を乗じて計算します（措法37の11の6⑥、措令25の10の13⑧）。

また、居住者等に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に金融商品取引業者等がその源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に既に徴収した所得税及び復興特別所得税の額が上記により計算した納付すべき税額を超えるときは、その金融商品取引業者等は、その居住者等に対し、その超える部分の金額に相当する所得税及び復興特別所得税の額を還付しなければなりません（措法37の11の6⑦）。

（3）源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに、「所得税徴収高計算書データ」をe-Taxにより送信した上で納付する（キャッシュレス納付）か、「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付します（措法37の11の4①、37の11の6⑤、措令25の10の11⑦、25の10の13⑬、措規18の13の7③④、国税通則法34①、復興財確

法28⑧、復興特別所得税政令10③、復興特別所得税省令6)。

(注) 上記のほか、納付期日については以下のとおりの規定があります（措令25の10の11②、25の10の13⑦）。

- 1 金融商品取引業者等の営業の全部又は一部の譲渡により源泉徴収選択口座に関する事務が移管された場合……その譲渡の日の属する月の翌月10日
- 2 金融商品取引業者等の分割により源泉徴収選択口座に関する事務が移管された場合……その分割の日の属する月の翌月10日
- 3 金融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をした場合……その解散又は廃止の日の属する月の翌月10日
- 4 特定口座廃止届出書の提出があった場合……その提出があった日の属する月の翌月10日
- 5 特定口座開設者死亡届出書の提出があった場合……その提出があった日の属する月の翌月10日

(4) 源泉徴収の適用を受けた場合の効果

源泉徴収選択口座を有する居住者等が、その年分の上場株式等の譲渡等に係る譲渡所得等につき所得税の確定申告をするときは、その特定口座内保管上場株式等に係る譲渡所得等の金額を除いたところで確定申告をすることができます^(注)（措法37の11の5①）。

(注) 源泉徴収選択口座において生じた所得又は所得の計算上生じた損失の金額を申告することもできます。申告を選択する具体的なケースとしては、源泉徴収選択口座において生じた所得又は所得の計算上生じた損失の金額について、①その特定口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と通算する場合、②上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用を受ける場合などが考えられます。

また、源泉徴収選択口座において、源泉徴収選択口座内配当等と上場株式等に係る譲渡損失の金額を損益通算している場合において、その上場株式等に係る譲渡損失の金額について申告するときは、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得等も併せて申告しなければなりません。